

原告第10準備書面（2019年1月11日付）の一部抜粋

■ 平成19～29年度「服務規律違反・懲戒処分」のまとめ

■ 原告入学前から在校中の暴力、苛め、セクハラ、自殺等の実態

表(H19-29)

服務規律違反 ※1		懲 戒 処 分 ※2						
年 度	件 数	年 度 連 番	学年ごとの数				私的制 裁 ※3	刑法犯相 当 ※4
			1	2	3	4		
平成19	79件	36件	2	8	11	15	0件	11件
平成20	89件	39件	1	1	5	32	0件	8件
平成21	130件	69件	11	12	26	20	4件	9件
平成22	84件	89件	12	21	18	38	35件	18件
平成23	145件	59件	20	18	9	12	6件	7件
平成24	98件	36件	5	10	10	11	6件	2件
平成25	138件	66件	5	16	18	27	5件	17件
平成26	167件	48件	6	8	8	26	5件	30件
平成27	157件	91件	14	24	23	30	14件	30件
平成28	128件	74件	19	22	12	19	7件	10件
平成29	104件	56件	6	11	22	16	4件	5件
合 計	1319件	663件	101	151	162	246	86件	147件
平均／年	119.9件	60.3件	9.2	13.7	14.7	22.4	7.8件	13.4件

※5

※1 服務規律違反一覧表は、基本的に「事故発生年月日」順に、連番が付され（甲A8の1、甲H101・102）。同事件の当事者は、枝番号になっている。懲戒処分になった事案については、懲戒処分台帳にも記載されている。

服務規律違反には、懲戒処分に至らない服務規律違反、窃盗被害の報告や自殺・自殺未遂なども記載されている。

本表の「件数」は、懲戒処分と同じく「人」単位でカウントした。

※2 懲戒処分台帳は、「処分年月日」順に、「人」単位で連番が付されている（甲A9、甲H103・104）。従って、同じ事案でも、服務規律違反一覧と懲戒処分台帳とで記載年度が違うことが少なくない。

※3 懲戒処分台帳（甲A9）は、平成24年度まで「違反コード」番号を付して管理していた。

「私的制裁」には、コード番号30（停学6日以上）と31（停学5日以下）が付けられていた。平成25年度以降、コード番号はなくなったが、「違反態様」に「私的制裁」と記載されているので、これをカウントした。

※4 同様に、「私行上の非行」は90番台のコード番号であるが、そのうち90～92、94～96は、刑法犯に相当する重大な非行行為である。そこで、平成24年度までは同コード番号に基づき、平成25年以降は違反態様から推察した（その結果、交通違反や飲酒、喫煙、不正外出、無断欠課、カンニングなどは、結果が重大な事案でも除外された）。

90	私行上の非行	横領・パスモ・電子計算機使用詐欺・窃盗
91	私行上の非行	占有離脱物横領
92	私行上の非行	暴力行為（傷害）・不適切な言葉による下級生指導（暴力行為）・エアガン乱射
94	私行上の非行	女子トイレへの侵入・盗撮行為・準強姦未遂・準強制わいせつ・上記默認
95	私行上の非行	校内で上衣を脱いで包帯、キス
96	私行上の非行	無許可によるブログ公開等・強要未遂・名誉棄損（インターネットを利用した違法行為）

※5 懲戒処分者の学年別割合（11年間の合計）は、次のとおりとなっている。

1年生	15.2%
2年生	22.8%
3年生	24.4%
4年生	37.1%

第3 平成21、22年度の不祥事と平成23年度の防大の対応

1 平成21、22年度の大きな変化

(1) 懲戒処分が、平成19年度は36件、平成20年度は39件なのに対し、平成21年度が69件、平成22年度が89件と、約2倍に増えている。

内容的にも、私的制裁が平成19、20年度とも0件なのに対して、平成21年度に4件、平成22年度には35件と、激増している。

刑法犯相当の「私行上の非行」も、平成20年8件、平成21年9件に対して平成22年は約2倍の18件に上っている。

他方で、「正当な理由のない所在不明」（自衛隊の中で「脱柵」とか「脱走」と呼ばれるもの）が、平成19年度が3件、平成20年度が5件であったが、平成21年度が17件（うち15件が1年生）、平成22年度が10件（うち8件が1年生）と、急増した。

(2) 特徴的な事案を見てみると、次のとおりである。

なお、末尾の括弧で、「服務規律違反」「懲戒処分」に数字が記載されているが、前者は発生時、後者は処分時の年度における一覧表に付された連番である。これは、第4～6も同様である。

ア 【私行上の非行】

平成21年5月29日、2年生4名が、1年生に対して、「刺激食物の強要」を行なう。4人は、9月18日に訓戒等の処分をうける（服務規律違反15-1～5、懲戒処分34～36）。

これは、粗相ポイント制の罰ゲーム（食いシバキ）と推察される。

イ 【私的制裁】

平成22年4月20日、カッター訓練時の集団事案で、見張りを立てての暴力行為があった。懲戒処分台帳によると、4年生22名が停学5日から戒告、訓戒、注意の処分に、3年生9名が停学2日から訓戒、注意の処分になっている。しかし、服務規律違反一覧表では、4年生22名の他に、「3年生23名」「被指導的立場で2年生26名」との記載がある。これは、「指導」の名のもとに、3、4年生の「全員参加」で2年生を制裁した、「集団リンチ事件」であったことが推察される（服務規律違反4、懲戒処分34～63, 73）。

ウ 【私的制裁】

平成22年7月29日、3年生1人と2年生4人の合計5人が、暴力及びその帮助を行い、12月17日、戒告又は訓戒の处分を受けている。懲戒处分一覧表中に、「胸毛を抜く」「胸部を叩く」「足蹴り」とあり、1年生に対する集団暴力であったことが推察される（懲戒处分27～31、服務規律違反には記載なし）。

2 平成23年6月1日付け「防衛大学校改革に関する報告書」

以上の事態に、防大も放置できず対策を検討し、平成23年6月1日に「防衛大学校改革に関する報告書」をまとめた。

その内容は、「集団による不適切な学生間指導などの事案、特に上級生が主導して下級生を巻き込んで引き起こす例が見られる」とし、学生間指導の問題性を正面から問うものであった。さらに、「学生舎生活指導の全ての局面において、学生を守り育てる」とし、学生舎のあり方、教官同士の認識の共有と責任制の発揮を求めるものだった（甲H69・41頁）。

「公務員が国民の信頼の下に公正にその職務を遂行するには、規律の維持が不可欠の要素であるが、有事の際に武力を行使して我が国を防衛する自衛隊においては、その実力組織としての特性上、一般的公務員より厳しい規律の維持が求められる。特に、幹部自衛官として、多数の部下を指揮し、その模範たる地位に就くことを期待されている防衛大学校学生の教育において「規律の維持」の重要性を理解させることは、中心的課題である。防衛大学校では、教育、訓練から学生舎生活にいたるまで徹底した規律指導を実施しているが、残念ながら不祥事は根絶されるには至らず、毎年のように大小の事案が発生している。近年の不祥事の傾向として、集団による不適切な学生間指導などの事案、特に上級生が主導して下級生を巻き込んで引き起こす例が見られる。また、上級生（特に4学年）になるほど、事案が増える傾向にある。」（下線は原告代理人）

「かかる事案の根絶のため、いたずらに厳罰主義に走っては、幅のある人間性豊かなリーダーづくりに役立たないおそれもある。やはり教育と服務規律両面から取り組みを強化する必要がある。（中略）このため、学生生活の全ての局面において、学生を守り育てるという意識を持って指導にあたっていくことし、その点について、教職員内で認識の共有を図る。」（同）

3 平成24年度「学生必携」への明記

前記「報告書」の内容は、翌平成24年度の「学生必携」に次のように書き込まれ、学生への徹底が図られた（乙チ70・3-5、6頁。下線は原告代理人）。そこでは、学生間指導における「暴力的指導や下級生に対する不当な強制を伴った指導」の徹底した排除を謳っている。

「自衛隊における指揮は、法令に基づき一定の権限を行使する行為であるが、防大生が行う作業指揮や規律の指導は、自主自律の精神の下、自己修練の一環として行うものであり強制を伴うものではない。それらの指導、指揮は強い遵法精神に則り、法令、規則、確立した学生慣習に厳格に従うものであり、暴力的指導や下級生に対する不当な強制を伴った指導は厳に慎まなければならない。

従って、上級生の下級生に対する指導は、慈愛をもって懇切に、言葉をつくして行なうべきであって、暴力、いじめなどに依るべきではなく、また、これを徹底するのは極めて重要である。

なぜならば、究極の実力機関である自衛隊の幹部に暴力の私的行使、違法な行使はあってはならないからである。（下線は原告代理人）

第4 平成24年度の服務規律違反・懲戒処分の実態

1 概要

(1) 平成24年度は、前記「学生必携」適用の初年度である。しかし、学生間指導と学生舎生活の実態は、何も変わらなかった。

私的制裁においても私行上の非行においても、暴力事案が圧倒的に多く、自殺未遂2件・自傷行為1件が発生した。「正当な理由のない所在不明」は平成21～23年はほとんど1年生だったが、全学年で発生する（平成25年度も同様）ようになり、被害の深刻化、拡大の傾向が窺える。

(2) ところで、この平成24年度は、原告が入学した前年にあたる。

平成25年度の指導教官の多くは、平成24年度から就任していたと思われ、以下の事案の事実調査や原因分析、防止対策、被害学生の保護、加害学生への教育指導などについて、経験しているはずである。

以下、詳述する。

2 私的制裁

- ① 5月6日、加害者は4年生2人、3年生4人。「不適切な指導」であるとして、6月11日に総括首席注意が1人、大隊首席注意が1人、4人が不問とされている(服務規律違反9-1~6)。下級生に対する「集団的指導」と推察される。
- ② 9月19日、加害者は3年生で、被害者は下級生と推察される。「鼓膜破れる」暴力で、10月24日に停学2日に処分されている(服務規律違反22、懲戒処分6)。
- ③ 10月6日、加害者は3年生で、「誤った下級生指導」により、「顎4針」の暴力を振るい、11月15日に停学2日に処分されている(服務規律違反25、懲戒処分9)。
- ④ 11月28日、加害者は2年生で(内容は黒塗りで不明)、1月30日に停学2日に処分されている(服務規律違反28、懲戒処分13)。1年生に対するものと推察される。
- ⑤ 12月9日、加害者は4年生で、「後部死闘で4発」(ママ)の暴力を振るい、3月11日に停学4日に処分されている(服務規律違反32、懲戒処分33)。
- ⑥ 1月6日、加害者は3年生で、「暴言を吐く」で、注意処分となる。「職員2名、学生3名の事案」との記載があり、集団事案であることが判る(懲戒処分36)。
- ⑦ 2月1日、加害者は4年生で、「3、4回小突く」暴力で、3月15日に注意処分となる。「職員8名、学生12名事案」の記載あり、集団事案であることが判る(懲戒処分35)。

3 私行上の非行(刑法犯罪相当)

- ① 5月26日、4年生が、傷害及び恐喝を行ない、6月19日に停学22日に処せられる(服務規律違反8、懲戒処分3)。
- ② 6月15日、1年生が、盜難被害(報告のみ)。
- ③ 9月27日、3年生が窃盗罪で緊急逮捕され、懲戒退職処分になった。
- ④ 2月1日、4年生12人が、医師からの防衛大学校に寄せられた学生間の暴力行為(疑い)により、3月15日に口頭注意ないし注意に処せられた(服務規律違反43~54)。
- ⑤ 2月5日から3月31日まで、4年生2人、3年生2人による保険金詐欺事件。平成25年9月27日に皆、退校処分となる(懲戒処分13~16)。(平

成25年にも発覚する。)

4 正当な理由のない所在不明、自殺（未遂、自傷行為）等

- ① 4月23日 正当な理由のない所在不明（2年生） 停学3日
(4月21日退校)
- ② 6月17日 正当な理由のない所在不明（1年生） 停学1日
(7月25日退校)
- ③ 8月27日 自殺未遂
- ⑤ 9月1日 正当な理由のない所在不明（4年生） 部長注意
- ⑥ 9月5日 自殺未遂
- ⑦ 10月3日 正当な理由のない所在不明（3年生） 停学2日
(10月31日退校)
- ⑧ 11月14日 正当な理由のない所在不明（1年生） 総括注意
- ⑨ 11月20日 正当な理由のない所在不明（1年生） 停学7日
(12月25日退校)
- ⑩ 2月25日 自傷行為
- ⑪ 3月1日 正当な理由のない所在不明（1年生） 総括注意

第5 平成25年度の服務規律違反・懲戒処分の実態

1 概要

(1) 防衛省は、新年度を迎える直前の平成25年3月4日に、「隊員の服務規律の一層の確保について（通達）」発し（甲H71）、「施設等機関の長」たる防衛大学長を通じて周知した。その内容は、暴力はもとより、「不当に精神的又は肉体的な苦痛を与える行為」も「私的制裁」として厳禁するということにあった。防大としては、前年までの取り組みを踏まえて、さらに活動を強化する転機となるべきものだった。

「2 昨今、教育の場などの体罰やいじめなどが社会問題となっているが、自衛隊において、暴行や脅迫が許されることは言うまでもなく、職務上の指導などとして下位の階級にある隊員に対して職務権限を超えて又は逸脱して不当に精神的又は肉体的な苦痛を与える行為についても私的制裁と

して厳に禁じていることについて、各隊員が肝に銘じるとともに、監督者は部下隊員に対して徹底すること。」

- (2) ところが、前記「第4」1で述べた被害の深刻化、拡大の傾向が、発生件数からしても、内容的にも、よりいっそう進行する結果となった。

懲戒処分は36件から66件にほぼ倍増し、服務規律違反は、98件から138件に「V字回復」(平成23年度は145件)したのである。

- (3) この平成25年4月は、原告が入学した年であり、入学後間もなくから、暴力やいじめが行なわれた。

以下では、原告が被害者となった事案に下線を引いた。

2 私的制裁、不適切な指導

- ① 5月8日、3年生1人(一緒に腕立て)、2年生3人(安全管理2人、足で姿勢矯正1人、1年生1人(指導されていた学生))の合計5人によってなされ、処分は皆「不問」とされた。被害学生は1年生である(服務規律違反14)。
- ② 5月23日～30日、4年生2人、3年生2人、2年生1人の合計5人にとって、「不適切な指導、私的制裁、暴力行為、不適切な発言及び器物損壊」が行なわれ、停学1日、訓戒3人、不問1人と処分された(服務規律違反16、懲戒処分6～9)。
- ③ 9月9日、加害者は2年生で、暴行。12月20日、停学5日の処分を受ける(服務規律違反27、懲戒処分25)。
- ④ 10月頃、加害者が年生のいじめ事案(セクハラ、暴行)。掃除機で下腹部を吸引、顔面を拳で殴るなどした。平成28年2月26日に停学1日に処せられる(懲戒処分39)
- ⑤ 11月15～21日、加害者は2年生で、暴力行為で、3月19日に停学2日に処せられた(服務規律違反47、懲戒処分62)。
- ⑥ 2月4日、加害者は3年生で、暴力指導を行なったとして、2月14日に大隊指導教官注意に処せられる(服務規律違反62)。

3 私行上の非行(刑法犯相当)

- ① 1月頃、アダルトビデオへの出演。平成27年5月13日に停学8日に処せられる(懲戒処分5)。
- ② 5月23日 1年生の窃盗被害届出(下着窃盗)(服務規律違反18)。

- ③ 6月12日、4年生による保険金詐欺事件で、9月27日に退校処分（懲戒処分12）。
- ④ 9月25日、2年生が33万7000円の窃盗。退校処分（懲戒処分23）。
- ⑤ 8月7日、3年生が占有離脱物横領（放置自転車無断使用）。12月20日に停学5日に処せられる（服務規律違反24、懲戒処分24）。
- ⑥ 9月9日、2年生が暴行。12月20日に停学5日に処せられる（服務規律違反27）（懲戒処分25）。
- ⑦ 9月25日、1年生の窃盗被害（報告のみ）。
- ⑧ 10月21日、3年生が窃盗被害（報告のみ）（服務規律違反37）。
- ⑨ 1月8日に2人、9日に2人、30日に1人の、いずれも4年生5人が、保険金詐欺事件で、3月7日に退校処分になる（服務規律違反50～53、同56、懲戒処分26～30）。
- ⑩ 1月17日、4年生が上司部屋侵入で、3月13日に停学3日の処分になる（服務規律違反54、懲戒処分55）。
- ⑪ 1月27日、1月28日、2月18日、3年生3人の保険金詐欺が発覚し、4月11日で退校処分となる（懲戒処分1～3）。
- ⑫ 2月12日、3年生が、学生間における暴行により、3月19日に停学1日に処せられる（服務規律違反66、懲戒処分65）
- ⑬ 3月21日、4年生（加害者）1人、2年生1人（関係者）、1年生2人（関係者）、学年不詳（関係者）の5人が、「卒リン」で傷害を負わせ、平成26年12月22日、訓戒、注意、部長注意などに処せられた。（服務規律違反69、懲戒処分19～22、47）。

4 正当な理由のない所在不明、自殺（未遂、自傷行為）等

- ① 4月4日 正当な理由のない所在不明（4年生） 停学2日
- ② 4月5日 正当な理由のない所在不明（2年生） 停学1日
- ③ 4月10日 正当な理由のない所在不明（3年生） 部長注意
- ④ 4月28日 自傷行為
- ⑤ 9月25日 正当な理由のない所在不明（3年生） 部長注意
- ⑥ 9月28日 正当な理由のない所在不明（2年生） 部長注意
- ⑦ 11月21日 正当な理由のない所在不明（1年生） 部長注意
- ⑧ 12月13日 過量服薬による意識障害（1年生）

- ⑨ 1月27日 正当な理由のない所在不明（1年生） 停学30日
⑩ 3月30日 正当な理由のない所在不明（1年生） 懲戒退職

第6 平成26年度の服務規律違反・懲戒処分の実態

1 概説

- (1) 原告に対する暴力、いじめが苛烈になり、遂に休学、退学に追い込まれた年である。「私行上の非行（刑法犯相当）」が飛躍的に増えており、学生間指導、学生舎生活の機能は、事実上崩壊したと考えざるをえない状況である。
- (2) 原告が被害者となった事案には、下線を引いた。

2 私的制裁

- ① 4月9日、加害者は3年生で、2年生に「2日にわたり暴行」を行い、7月1日に停学2日に処せられた（服務規律違反5、懲戒処分10）。
- ② 5月ころ、4年生によるいじめ事案（暴行）で、「カッターミーティングで暴行するとともに、他の暴行を助長・脇腹を拳で殴る・散らし行為」と記載。平成28年2月28日に停学8日に処せられた（懲戒処分40）。
- ③ 5月23日、加害者は4年生で、いじめ事案（恫喝）。ロッカーを叩きながら恫喝したもの。平成28年2月28日に訓戒処分となる（懲戒処分47）。
- ④ 11月5日、加害者は4年生で、「胸ぐらを掴んで後退→よろけて怪我」等の暴力を振るう。3月17日に戒告の処分となる（服務規律違反39、懲戒処分44）
- ⑤ 11月8日、加害者は4年生で、4回にわたり6名に暴行を振るう。平成27年5月13日に停学8日の処分となる（服務規律違反40、懲戒処分6）
- ⑥ 1月26日、加害者は3年生で、被害者は1年生。暴行（襟首を持ち、首に切り傷）、不適切な指導（腕立て伏せ100回等）を行ない、平成27年9月3日に停学2日の処分となる（服務規律違反62、懲戒処分15）。
- ⑦ 2月18日、加害者は3年生で、被害者は1年生。ネクタイを引っ張る等の暴行を行ない、平成27年7月1日に訓戒の処分となる（服務規律違反56、懲戒処分10）。

3 私行上の非行（刑法犯相当）

- ① 4月4日（服務規律違反では3月29日）、4年生が1年生から窃盗を行い、6月29日に停学30日の処分になる。関係者として4年生3名が挙げられ、上級生が集団的に行なったことが推察される（服務規律違反4、懲戒処分8）。
- ② 4月10日、1年生が窃盗被害に遭い、4年生2人、1年生3人、学年不詳2人が関係者として報告されているが、処分されていないようである（服務規律違反6）。
- ③ 5月8日、加害者が3年生2人という、いじめ事案。平成28年2月26日に戒告（胸元を3回突く）と訓戒（胸ぐらを掴み壁に押し当てた）に処せられた（懲戒処分41、42）。
- ④ 平成26年5月6日～9日、2年生2人が「同期間指導（当該学生A）」「同期間指導（当該学生B）」として、5月23日に総括首席指導教官注意に処分され、4年生1人も5月23日に訓練部長注意となつた（服務規律違反11、懲戒処分には記載なし）。
- ⑤ 6月9日、3年生が2年生に傷害を負わせ、9月12日に停学4日に処せられる（服務規律違反17、懲戒処分26）。
- ⑥ 6月ころ、加害者は4年生1人と3年生2人。いじめ事案（不適切な行為）で、4年生が「写真を遺影のように加工」、3年生が「中隊行事で遺影のよう加工した写真を紹介」及び「遺影のよう加工した写真を誤ってラインに投稿した。3人とも平成28年2月28日に訓戒処分とされた（懲戒処分43、44、46）。
- ⑦ 6月頃、加害者は3年生の苛め事案（暴行の幇助）。1人は「上級生により火を使った暴行の見張り」、2人は「上級生により火を使った暴行の動画を撮影」を担当した。3人とも平成28年2月28日に注意処分とされた（懲戒処分48、49、50）。
- ⑧ 6月30日、加害者は3年生で、藁人形を含む大量のスタンプをラインに投稿した。平成28年2月28日に訓戒処分とされた（懲戒処分45）。
- ⑨ 7月7日、窃盗被害の報告がなされている（服務規律違反19）。
- ⑩ 8月31日、2年生が1年生2人に対して、暴行を行い、戒告に処せられた（懲戒処分48）。
- ⑪ 9月23日、1年生が窃盗（万引き）で、12月19日に停学30日に処せられた（懲戒処分18）。

- ⑫ 10月8日、4年生と3年生の2人が、1年生に対して、学生舎地下私物品庫内で強制的に性的行為を行なう（強制わいせつ）。平成27年4月22日に2人とも退校処分となる（服務規律違反61、懲戒処分1・2）
- ⑬ 10月16日、3年生が窃盗を行ない（同一学生から3回にわたり1万7000円）、平成27年7月10日退校処分となる。
- ⑭ 10月10日、4年生と1年生が、被害学生（1年生）に対して、熱湯による火傷を負わせ（過失傷害）、3月16日に戒告と訓戒に処せられている。この時の在室学生として5人が列記されている（処分は受けていないようである）（服務規律違反34、懲戒処分24・25）。
- ⑮ 11月8日、4年生が、2年生3人に対して、暴行、傷害行為を行い、平成27年5月13日に停学8日に処せられた（服務規律違反40、懲戒処分6）。
- ⑯ 11月19日、窃盗被害（疑い）の報告（服務規律違反43）。
- ⑰ 12月1日、4年生が暴行（眉を削る・馬乗り×2）を行ない、3月16日に停学2日に処分された（懲戒処分26）。
- ⑱ 12月10日、窃盗被害（疑い）（服務規律違反）。
- ⑲ 12月28日、3年生が当て逃げを行なう。2月5日に停学20日の処分となる（服務規律違反47、懲戒処分23）。
- ⑳ 1月30日、金銭紛失又は窃盗疑い（服務規律違反50）。
- ㉑ 2月4日、4年生が3年生、2年生、1年生の3人に対して、傷害、恐喝を行ない、3月16日に停学2日に処せられた（服務規律違反52）。
- ㉒ 2月12日、3年生が、セクシャルハラスメント及び強制猥褻を行なう。平成27年4月22日に戒告の処分となる（服務規律違反54）。
- ㉓ 月日不詳、カッター訓練指導中の暴行帮助で、4年生15人が戒告処分となる（懲戒処分29～42）。
- ㉔ 2月16日、4年生が、「右肩2回突き飛ばす、エアガン他」の暴力を行なう。被害者は1年生2人。3月16日に停学1日に処せられた（服務規律違反55、懲戒処分28）。
- ㉕ 2月18日、3年生が暴行を行ない、平成27年7月1日に訓戒処分になる（服務規律違反58）。
- ㉖ 2月21日、4年生が、公務執行妨害・器物損壊（泥酔し警官に暴行、眼鏡破損）を行ない、4月27日に停学4日の処分となる（懲戒処分3）。
- ㉗ 13月30日、3年生による暴行。平成27年9月18日に注意処分となる

(服務規律違反 1、懲戒処分 2)。

4 正当な理由のない所在不明、自殺（未遂、自傷行為）等

- | | | |
|----------|-------------------|------------|
| ① 4月2日 | 正当な理由のない所在不明（2年生） | 停学2日 |
| ② 4月29日 | 正当な理由のない所在不明（1年生） | 停学11日 |
| ③ 9月9日 | 正当な理由のない所在不明（1年生） | 総括首席指導教官注意 |
| ④ 9月9日 | 正当な理由のない所在不明（1年生） | 総括首席指導教官注意 |
| ⑤ 9月12日 | 正当な理由のない所在不明（1年生） | 大隊指導教官注意 |
| ⑥ 9月29日 | 自殺未遂 | |
| ⑦ 11月16日 | 自殺未遂 | |
| ⑧ 11月25日 | 自殺未遂 | |
| ⑨ 3月30日 | 正当な理由のない所在不明（2年生） | 訓練部長口頭注意 |